

社会福祉法人長野県社会福祉協議会一般職給与規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人長野県社会福祉協議会職員就業規則（以下「就業規則」という。）第51条の規定に基づき、一般職（以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において「給与」とは、給料、給料の特別調整額、扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当をいう。

(給与の減額)

第3条 職員の就業規則第28条に規定する勤務時間中に勤務しない場合においては、同規則に特別の定めのある場合又は会長の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額した給与を支給することがある。

第2章 給 料 等

(給料の支給)

第4条 職員には正規の勤務時間による勤務の報酬として給料を支給する。

(給料表及びその適用)

第5条 職員の職に適用する給料表は、別表1による。

2 職員の職務の級の格付けは会長が定める。

(初任給)

第6条 新たに職員となった者の号俸は、別表2による。

2 前項により難いときは、経験年数、学歴、技術等を考慮して会長が別に定める。

(昇 給)

第7条 職員の昇給は4月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸とすることを標準として会長が別に定める基準に従い決定するものとする。

3 満55歳に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号俸」とあるのは、「1号俸」とする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

5 職員の昇給は、予算の範囲内において行うものとする。

(復職者等の給料月額の調整)

第8条 休職のため勤務しなかった職員が復職するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認めるときは、復職するに至った日以後において会長の定めるところによりその者の号俸又は給料月額を調整することができる。

(給料の支給方法)

第9条 給料は、月の1日から末日までの期間についてその月額を支給する。

2 給料の支給日は、毎月16日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関

する法律（昭和２３年法律１７８号）第３条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日の直後の土曜日、日曜日、休日でない日とする。

３ 新たに職員になった者には、職員となった日から給料を支給し、給料の額に異動を生じた者には、異動を生じた日から新たに定められた給料を支給する。

４ 職員が離職したときは、その月まで給料を支給する。

５ 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

６ 第３項及び第４項の規定により給料を支給する場合においてその給料の額はその月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

７ 前各項に定めるもののほか、給料の支給の方法について必要な事項は、会長が別に定める。
（給料の特別調整額）

第１０条 指揮監督等の地位にある職員に、その職の特殊性に基づき、給料の特別調整額を支給する。

２ 指揮監督等の地位にある職員の職の指定及び給料の特別調整額の支給額は、会長が別に定める。

第３章 手 当

（扶養手当）

第１１条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

２ 前項の扶養親族とは、次に掲げるもので他に生計の途がなく、主として、職員の扶養を受けているものをいう。

（１）満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子

（２）満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある孫

（３）６０歳以上の父母及び祖父母

（４）満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある弟妹

（５）重度心身障害者

３ 扶養手当の額及び支給方法については別表３による。

（地域手当）

第１２条 地域手当は、当該地域における賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して職員に支給する。

２ 地域手当の額及び支給方法については別表４による。

（通勤手当）

第１３条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に対し支給する。

（１）通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用し、その運賃又は料金を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び第３号に掲げる職員を除く。）

（２）通勤のため自動車その他の交通用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び第３号に掲げる職員を除く。）

（３）通勤のため交通機関を利用して、その運賃等を負担し、かつ、自動車等を利用するこ

とを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。）

２ 通勤手当の額及び支給方法については別表５による。

（住居手当）

第１４条 住居手当は、自ら居住する住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額１万２，０００円を超えて家賃を支払っている職員に対し支給する。

２ 住居手当の額及び支給方法については別表６による。

（超過勤務手当）

第１５条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務時間１時間につき、会長が定める勤務１時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした勤務に応じてそれぞれ１００分の１２５から１００分の１７５までの範囲内で会長が定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

２ 超過勤務手当の額及び支給方法については別表７による。

（期末手当）

第１６条 期末手当は、６月１日及び１２月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ６月３０日及び１２月１０日（これらの日が日曜日、土曜日に当たるときは、それぞれの日の直前の日曜日又は土曜日でない日。以下これらの日について規定している場合について同じ。）に支給する。これらの基準日前１か月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

２ 期末手当の額及び支給方法については、会長が別に定める。

（期末手当の支給制限及び支給の一時差止め）

第１７条 第１６条の規定にかかわらず、会長は必要があると認めたときには期末手当の支給制限及び支給の一時差止めを行うことができる。

２ 期末手当の支給制限及び支給の一時差止めに関し必要な事項は、会長が別に定める。

（勤勉手当）

第１８条 勤勉手当は、６月１日及び１２月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ６月３０日及び１２月１０日に支給する。これらの基準日前１か月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

２ 勤勉手当の額及び支給方法については、会長が別に定める。

（勤勉手当に関する規定の準用）

第１９条 第１７条の規定は、第１８条に規定する勤勉手当について準用する。

（寒冷地手当）

第２０条 寒冷地手当は、１１月から翌年の３月までの期間（以下「支給期間」という。）内における各月の初日（以下「基準日」という。）において、在勤する職員に対して支給する。

２ 寒冷地手当の額及び支給方法については別表８による。

第４章 休職者の給与

（休職者の給与）

第２１条 職員が業務上の傷病により、就業規則第１７条第１号に掲げる理由に該当して休職

の処分を受けたときは、その期間中その者に給与の全額を支給する。ただし、労働者災害補償保険法の適用を受け、休業補償給付を受けた場合には、その者の給与の全額からこの給付を受けた額を減額して支給するものとする。

- 2 職員が業務外の傷病により、就業規則第17条第1号に掲げる理由に該当して休職の処分を受けたときは、その休職期間が満2年（成人病、その他会長が定める心身の故障等のため休職にされたときは満3年）に達するまでは、その者に給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給する。
- 3 職員が結核性疾患にかかり、就業規則第17条第1号に掲げる理由に該当して休職の処分を受けたときは、その休職期間が満2年に達するまでは、その者の給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの全額を、またその休職期間が満2年をこえ満3年に達するまでは、その者の給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの100分の80を支給する。
- 4 職員が所在不明となり、就業規則第17条第2号に掲げる理由に該当して休職の処分を受けたときは、その休職期間中のその者の給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の70以内を支給する。
- 5 職員が罪を犯し、就業規則第17条第3号に掲げる理由に該当して休職の処分を受けたときは、その期間中その者に給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの100分の60以内を支給する。
- 6 休職処分を受けた職員には、本条に定める給与のほかいかなる給与も支給しない。

第5章 雑 則

（特定の職員についての適用除外）

第22条 第15条の規定は、第10条第1項に規定する職にある職員には適用しない。

（給与の口座振替）

第23条 給与は職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

（実施規定）

第24条 この規程の実施に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第14条第1項第2号については、平成25年度限りとする。
- 3 従前の、社会福祉法人長野県社会福祉協議会職員給与規程（昭和50年4月1日施行）は、平成25年3月31日限りで廃止する。

（施行期日）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 施行日の前日から引き続き同一の給与表の適用を受ける職員で、その者の受ける給与月額が、同日において受けていた給与月額に達しない者には、平成30年3月31日までの間、給与月額の差額に相当する額を給料として支給する。

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成28年3月14日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成28年12月15日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成30年3月19日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

ただし、別表3については、平成30年4月1日から適用する。

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成30年12月17日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

ただし、別表3については、平成31年4月1日から適用する。

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和元年12月13日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

ただし、別表3については、令和2年4月1日から適用する。

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和4年12月26日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和5年12月25日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和7年1月27日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

- 2 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

扶 養 手 当

第1 扶養手当の額

- (1) 扶養手当の月額、第11条第2項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、扶養親族たる父母等は6,500円とする。
- (2) 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の額は、前号の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同号の規定による額に加算した額とする。

第2 支給方法

- (1) 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を会長に届け出なければならない。
 - ① 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
 - ② 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第11条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- (2) 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- (3) 扶養手当の支給は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に同項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (4) 前3項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は会長が定める。
- (5) 扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(別表 4) (第 12 条関係)

地 域 手 当

第 1 地域手当の額

- (1) 地域手当の月額、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に 100 分の 1.6 を乗じて得た額とする。

第 2 支給方法

- (1) 地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(別表5)(第13条関係)

通 勤 手 当

第1 通勤手当の額

- (1) 第13条第1項第1号に掲げる職員 支給単位期間(通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として会長が定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。以下この表において同じ。)につき、会長が定める基準により算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この項及び第3項において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が15万円を超えるときは、15万円(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が15万円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。
- (2) 第13条第1項第2号に掲げる職員 次の表に掲げる自動車等を使用する距離の区分に応じ支給単位期間につき、当該区分に掲げる額

自動車等を使用する距離	額
片道2キロメートル未満	2,460円
片道2キロメートル以上 10キロメートル未満	2,460円に2キロメートルを超える距離が 1キロメートル増すごとに680円を加えた額
片道10キロメートル以上 25キロメートル未満	7,900円に10キロメートルを超える距離が 1キロメートル増すごとに620円を加えた額
片道25キロメートル以上 40キロメートル未満	1万7,200円に25キロメートルを超える距離が 1キロメートル増すごとに610円を加えた額
片道40キロメートル以上 60キロメートル未満	2万6,350円に40キロメートルを超える距離が 1キロメートル増すごとに420円を加えた額
片道60キロメートル以上 75キロメートル未満	3万4,750円に60キロメートルを超える距離が 1キロメートル増すごとに420円を加えた額
片道75キロメートル以上	41,050円

- (3) 第13条第1項第3号に掲げる職員(次項に掲げる職員を除く。) 前2項に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前項に定める額の合計額が15万円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)。ただし、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員で自動車等を使用する距離が片道2キロメートル未満のものにあつては、第1項に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額)が前項に定める額に満たない場合にあつては、前項に定める額)とする。

- (4) 第13条第1項第3号に掲げる職員で、通勤に使用される自動車等の駐車のための駐車場（会長が定めるものに限る。第2第1項第3号において「駐車場」という。）を利用し、その利用に係る料金を負担することを常例とするもの（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員で自動車等を使用する距離が片道2キロメートル未満のものを除く。）前項に定める額及び支給単位期間につき、会長が定めるところにより算出した当該支給単位期間の通勤に要する当該料金の相当する額（当該額が5,000円を超えるときは、5,000円）
- (5) 第13条第1項第1号又は第3号に掲げる職員で会長が定めるもののうち、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、会長が定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額を運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等を含めて前4項の規定により算出した額に相当する額とする。
- (6) 前項の規定は、同項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして会長が定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

第2 支給方法

- (1) 職員が新たに第13条に規定する職員となった場合、又は同条に規定する職員が、次の各号の一に該当する場合においては、その職員は、直ちにその通勤の実情を会長に届け出なければならない。
- ① 派遣等任命権者を異にして異動した場合
 - ② 勤務場所を異にして異動した場合
 - ③ 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のための負担する運賃等若しくは駐車場の利用に係る料金の額に変更があった場合
- (2) 前項第3号に掲げる変更により第13条に規定する職員でなくなった場合には、前項の例により届け出なければならない。
- (3) 会長は、職員から前2項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が第13条に規定する職員であるときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定する。
- (4) 通勤手当の支給は、職員が新たに第13条に規定する職員になった場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同条に規定する職員でなくなった場合においてはその日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）を持って終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、前各項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- (5) 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事由が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるとき

は、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

- (6) 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の給料の支給日に支給する。
- (7) 通勤手当を支給される職員につき、離職その他会長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して会長が定める額を返納させるものとする。
- (8) 前各項に定めるもののほか、通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は会長が定める。

(別表6)(第14条関係)

住 居 手 当

第1 住居手当の額

- (1) 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額)とする。
- ① 第14条第1項第1号に掲げる職員次に掲げる職員の区分に応じて、当該区分に掲げる額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
- ア 月額2万4,500円以下の家賃を支払っている職員家賃の月額から1万2,000円を控除した額
- イ 月額2万4,500円を超える家賃を支払っている職員家賃の月額から2万4,500円を控除した額の2分の1を1万2,500円に加算した額
- ただし、支給限度額は2万7,700円

第2 支給方法

- (1) 新たに職員となった者が住宅手当の支給の要件を具備する職員である場合又は職員が次のいずれかに該当することとなった場合においては、その職員は、直ちに会長に届け出なければならない。
- ① 新たに住居手当の支給の要件を具備した場合
- ② 住宅手当の支給の要件を欠くに至った場合
- ③ 住宅手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の月額その他の住宅手当の支給に関する事項に変更があった場合
- (2) 住居手当の支給は、新たに職員となった者が住宅手当の支給の要件を具備する職員である場合においてはその職員となった日、住居手当を受けていない職員が新たに前項第1号の規定に該当する職員となった場合においてはその該当することとなった日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、住居手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはその者が離職し、又は死亡した日、住居手当を受けている職員が前項第2号に該当する職員となった場合においてはその該当することとなった日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。
- (3) 住居手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その変更のあった日の属する月の翌月(その日が初日であるときは、その日の属する月)から支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合における支給額について準用する。
- (4) 前3項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、会長が定める。
- (5) 住居手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(別表 7) (第 15 条関係)

超過勤務手当

第 1 超過勤務手当の額

- (1) 第 15 条 1 項に規定する、会長が定める 1 時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 1.2 を乗じ、その額を 1 週間の勤務時間に 5.2 を乗じたものから会長が定める時間を減じたもので除して得た額とする。
- (2) 同条同項に規定する、会長が定める割合は、次の各号に掲げるものとする。
 - ① 午前 0 時から午前 5 時まで及び、午後 10 時から午前 0 時まで 100 分の 150。
ただし、正規の勤務時間外に勤務した 1 か月の時間が 60 時間を超える場合においては、100 分の 175。
 - ② 午前 5 時から午前 8 時 30 分まで及び、午後 5 時 15 分から午後 10 時まで 100 分の 125。ただし、正規の勤務時間外に勤務した 1 か月の時間が 60 時間を超える場合においては、100 分の 150。

第 2 支給方法

- (1) 超過勤務手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(別表 8) (第 20 条関係)

寒 冷 地 手 当

第 1 寒冷地手当の額

(1) 寒冷地手当の月額は、基準日における次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- ① 世帯主（主としてその収入によって世帯の生計を支えている者をいう。次号において同じ。）である職員であつて、第 11 条第 2 項に規定する扶養親族又は他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている配偶者のあるもの 19,800 円
- ② 世帯主である職員であつて、前号に掲げる職員以外のもの 11,400 円
- ③ 前 2 号に掲げる職員以外の職員 8,200 円

第 2 支給方法

(1) 寒冷地手当は、支給期間内において、給与の支給方法に準じて支給する。